

特記仕様書

- 1. 工事件名 駒木台福祉会館大広間建具改修工事
- 2. 工事場所 流山市駒木台 2 2 1 番地の 3
- 3. 工 期 契約締結日の翌日から令和 9 年 1 月 1 2 日までとする。

4. 一般事項

■一般共通事項

(1)適用基準

- ・公共建築工事標準仕様書（建築・電気・機械工事編）最新版
- ・建築工事標準詳細図
- ・営繕工事写真撮影要領（最新版）

(2)完成図等

- ・竣工図 1部
- ・工事写真帳 1部
- ・竣工図（PDF、JWW又はDXF）及び工事写真データ CD-R 1枚
- ・工事関係書類（安全管理・施工計画書・施工報告書・材料搬入報告書・材料検収等）一式

■工事用水・電気

- ・構内及び施設の工事用水・工事用電力の利用については、無償とする。
ただし、工事用電源をコンセントから取る場合は過負荷ブレーカー及び漏電ブレーカーを設置すること。

■建築副産物の処理

建築副産物（建設発生土及び建設廃棄物）の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
「建設工事に係る資源の再生資源に関する法律」及び関係法令に基づき実施し、再資源化に努めること

- （１）建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々
建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督員に提示するとともに
同契約書の写しを提出すること。

（２）提出書類

- ・建設廃棄物処理委託契約書（写）、処理フロー、処理業者の許可証（写）、
再生資源利用（促進）計画書及び再生資源利用（促進）実施書（COBRISシステムによる）
建設廃棄物マニフェスト（A・D・E票写）

■特記事項

児童発達支援センター・児童館が併設されているため、各施設運営に留意して、
施工をすること。

■安全管理

- ・工事中は施設利用者及び通行人の安全には十分に配慮すること
- ・当該工事の騒音、振動について施設利用者及び通行人に十分に配慮すること

■官公庁その他の手続

- ・工事の施工に必要な官公署への手続きは、請負者の責任と負担において行うものとする

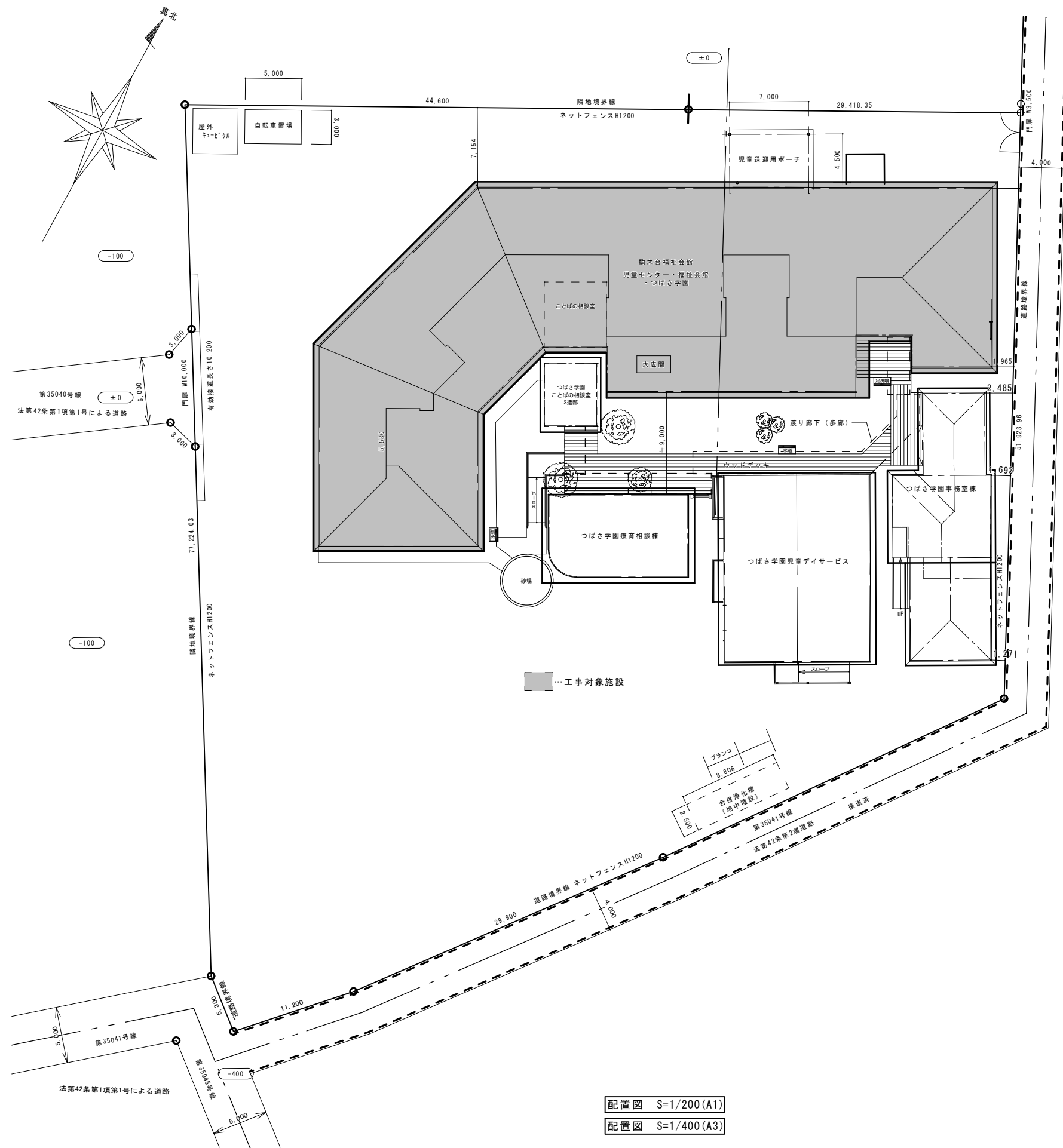
■作業条件

- ・作業期間は令和 8 年 1 0 月 2 0 日から令和 9 年 1 月 1 2 日までとする。
- ・作業可能時間は原則、日曜、祝日、年末年始を除く月～土曜日、9時00分から17時00分までとする
上記、作業時間以外での作業を行う場合には、発注者及び監督員との協議による



案内図 S=1/5,000

	工事名称	駒木台福祉会館大広間建具改修工事	図面番号
	図面名称	特記仕様書・案内図	A－0 1
流山市 総務部 財産活用課	縮 尺	N S	

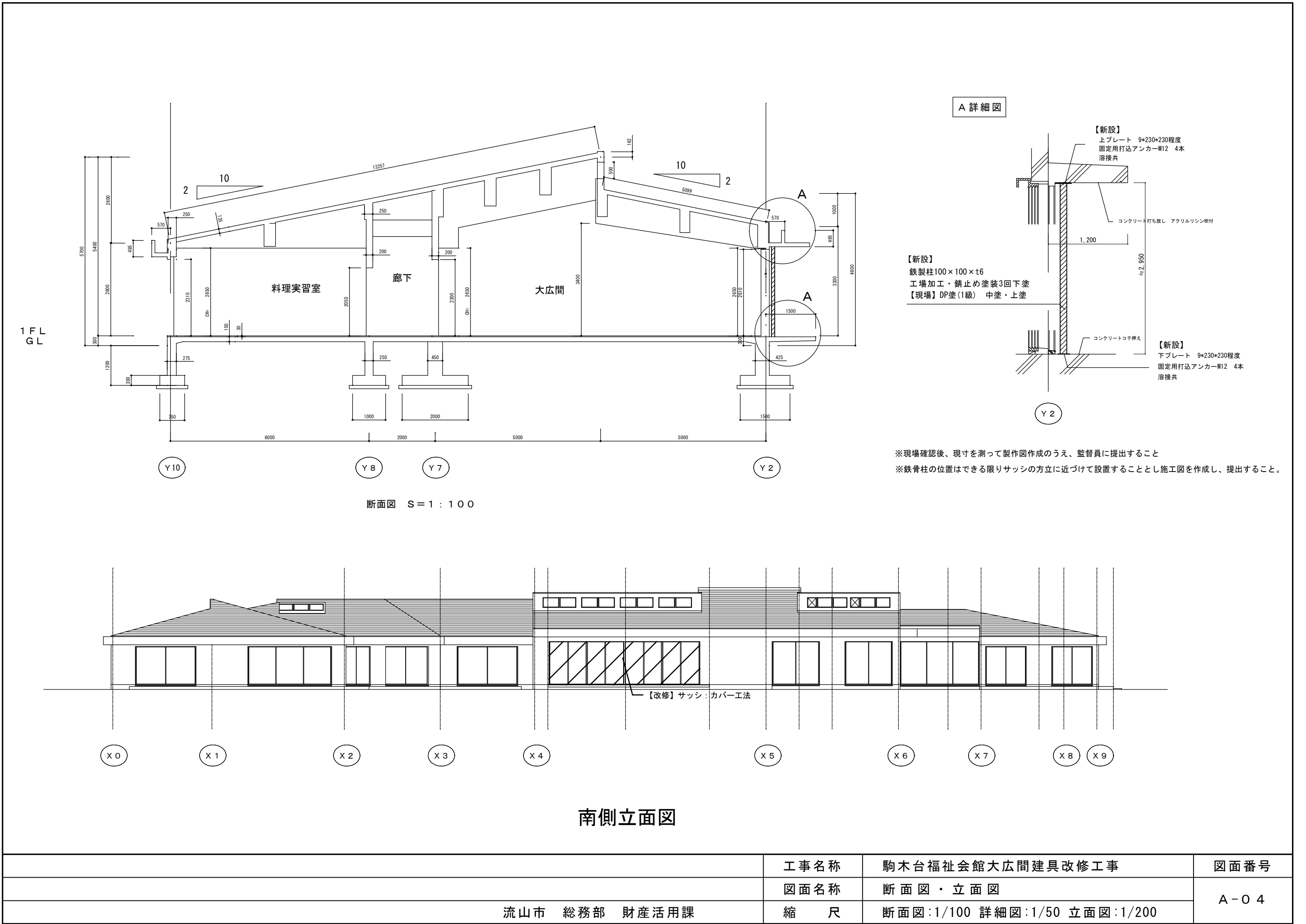


	工事名称	駒木台福祉会館大広間建具改修工事	図面番号 A - 0 2
	図面名称	配 置 図	
流山市 総務部 財産活用課	縮 尺	S=1/400	

符号・数量		AW 1 アルミ引き違い窓	数量	2
姿 図	改修前			
	4,500 H=2600			
	大広間			
	フロートガラス			
	アルミ			
	クレセント錠 附属金物一式			
備 考	【撤去】既設サッシ障子 【残置】枠			
符号・数量		AW 1 アルミ引き違い窓	数量	2
姿 図	改修後			
	4,500 H=2600			
	▽ 1 FL			
	大広間			
	F L 6			
	アルミ			
金 物	ロック付クレセント錠 中棧			
	四方補強部材 アルミ曲げ物FB内外共 既設アルミ枠加工 附属金物一式			
備 考	カバー工法 ガラス押えシーリング処理 SR-1			
現場確認後、製作図作成のうえ監督員に提出すること				

工事名称		駒木台福祉会館大広間建具改修工事		図面番号	
図面名称		平面図・建具キープラン・建具表		A - 0 3	
縮 尺		平面図：1/300 建具表：1/50			

流山市 総務部 財産活用課	
---------------------	--



流山市 総務部 財産活用課	工事名称	駒木台福祉会館大広間建具改修工事	図面番号
	図面名称	断面図・立面図	A-O 4
	縮尺	断面図:1/100 詳細図:1/50 立面図:1/200	